

社会資本整備審議会 道路分科会 関東地方小委員会 中部横断自動車道(長坂～八千穂)ワーキンググループ(WG)運営規則(案)

(趣旨)

第1条 本規則は、「社会資本整備審議会 道路分科会 関東地方小委員会運営規則」(平成24年〇月〇日関東地方小委員会決定)に基づいて設置する中部横断自動車道(長坂～八千穂)ワーキンググループ(以下「WG」という。)の組織、委員、会議、庶務、その他の事項に関して必要な事項を定める。

(WGの事務)

第2条 関東地方小委員会(以下「小委員会」という。)より付託された、中部横断自動車道(長坂～八千穂)のルート検討を行う。

2 小委員会に諮るべき内容がある場合には、小委員会の開催を要請することができる。

(座長)

第3条 WGは、座長が招集する。

2 座長は、WGを招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所をWGに属する委員に通知する。

3 座長に事故があるときは、WGに属する委員のうちから小委員会委員長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。

4 座長は、審議が終了したときは、速やかに審議結果を小委員会委員長に報告するものとする。

(会議の成立条件)

第4条 会議は委員等の二分の一以上の出席がなければ開催することができない。

(審議過程の透明性の確保)

第5条 WGの公開については、社会資本整備審議会 道路分科会 関東地方小委員会運営規則第5条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「座長」と、「小委員会」とあるのは「WG」と読み替えるものとする。

(WGの庶務)

第6条 WGの庶務は、関東地方整備局甲府河川国道事務所及び長野国道事務所において行う。

(要領の改正)

第7条 WGを運営していく上で必要となる事項が発生した場合等においては、座長の判断により、会議を招集し運営規則を改正することができる。

附 則

この規則は、平成24年〇月〇日から施行する。

社会資本整備審議会 道路分科会 関東地方小委員会
中部横断自動車道(長坂～八千穂)ワーキンググループ(WG)運営規則(案)

くぼた ひさし 久保田 尚	埼玉大学大学院 理工学研究科 教授
こはま てつ 小濱 哲	横浜商科大学 貿易・観光学科 教授
ふたむら まりこ 二村 真理子	東京女子大学 現代教養学部国際社会学科 准教授

※敬称略、五十音順